

「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」の設置について（案）

令和3年9月22日

1. 趣旨

公共交通機関においては、公共交通事業者等が、旅客施設又は車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」（以下「交通バリアフリー基準」という。）及び、バリアフリー整備のあり方を示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づき、整備することによって、全体のバリアフリー化が進捗してきたところである。

交通バリアフリー基準及びガイドラインは、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、内容を見直し、必要に応じて改正を行ってきたところであるが、令和3年度においては、以下の事項に対応した検討を行う必要がある。

① 視覚障害者等に対する適切な誘導案内表示方法等

視覚障害者等に対する誘導案内表示については、有識者、障害者団体、公共交通事業者等が平成28年度から平成29年度にかけて開催した「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」（以下「検討委員会」）においてバリアフリー整備ガイドラインの検討を行ったが、誘導案内表示における適切な書体やサインの大きさ、床サインの用途と表示方法、旅客施設の出入口から先の連続的な誘導案内表示方法等について、今後の検討課題とされた。また、音で案内することの必要な情報を、視覚障害者及びその他の障害特性を持つ障害者に対して、どのような音情報をどのように伝えるかということの検討も必要である。

そのため、今年度、視覚障害者等に対する適切な誘導案内表示方法等について検討会を開催し、調査・検討を行う。

② 特急車両におけるバリアフリー対策

令和3年3月より、特急車両の車椅子スペースの数とレイアウト等について検討するため、「特急車両におけるバリアフリー対策に関する意見交換会」が設置されたところであり、基準及びガイドラインの見直しを含め検討されているところである。

そのため、当該意見交換会の検討結果を踏まえ、交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しを検討する必要がある。

③ 視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法

視覚障害者のエスカレーター利用については、上記検討委員会において、技術が開発途上であることや十分に普及していないこと、有効性が確実に証明されていないこと等の理由により、視覚障害者がエスカレーターを利用できるようにするための誘導案内方法について、今後の検討課題とされた。

そのため、今年度、視覚障害者の誘導案内方法として一般的である、視覚障害者誘導用ブロックを用いたエスカレーターへの誘導案内の有効性について、障害当事者の協力のもと、実際の施設を用いた実証試験を実施した上で、試験結果の分析を行う。

2. 検討会の設置

公共交通機関等の移動等円滑化に向けて、基準、ガイドラインへの反映に必要な事項を検討するため、「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」を設置する。検討事項等は次のとおり。

(1) 検討事項

- ① 視覚障害者等に対する適切な誘導案内表示方法等
- ② 特急車両におけるバリアフリー対策
- ③ 視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法

(2) 検討方法、スケジュール

- ① 検討会を下記のとおり開催し、基準及びガイドラインの改正案等について検討する。
 - ・ 第1回検討会 令和3年9月22日（水）
 - ・ 第2回検討会 令和4年1月頃

3. 構成員等

検討会は、学識経験者、障害者団体、交通事業者団体等、行政機関等の実務者により構成する。

事務局は、国土交通省総合政策局バリアフリー政策課、（株）サンビーム